

[事案 25-34] 転換契約無効請求

・平成 25 年 11 月 22 日 裁定終了

<事案の概要>

減額手続を依頼したにもかかわらず、契約転換が行われていたことを理由に、転換前契約に戻すこと等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 16 年 2 月に死亡保障の減額手続を依頼していたが、実際は、契約転換がなされていた。以下の理由により契約転換は無効なので、転換前契約に戻すこと、もしくは、損害賠償を求める。

- (1) 保険契約の内容を全面的に変更するという話は聞いておらず、設計書も受け取っていない。
- (2) 保険内容等の説明も自分は一切受けていない。
- (3) 募集人とは面談しておらず、妻から自署押印と既往症があることから告知が必要と言われ、減額手続かと思い、指示に従っただけである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約者である申立人には無面接であるが、かつて当社の営業職員であった申立人の配偶者より「保険の管理は私がしているから私が話を聞く」との発言があったため、本契約に関する説明は申立人の配偶者に行った。
- (2) 申込手続については、申立人本人より本契約の契約内容を記載した申込書に自署・押印いただいている。
- (3) 申立人の配偶者には設計書を使用して説明したうえで、本契約への転換を了承いただいた。
- (4) 募集人が、本転換契約が減額更新手続であるとの誤解を生じさせるような説明等を行った事実は認められない。
- (5) 申込書や設計書の書面からも、本契約が転換契約であることが明記されており、保障内容の比較もできる。
- (6) 契約後、申立人の配偶者が給付金の請求を行っていることから、本契約に給付内容の保障が付加されていると考えて請求したものと考えられる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、申立人の配偶者、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項により、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、減額手続であると思ったが契約転換であった、というものであることから、錯誤による無効（民法 95 条）を主張しているものと判断する。また、申立人の損害賠償の請求は、募集人の説明義務違反が不法行為（民法 709 条）に該当するものとして、差額保険料の賠償を求めているものと判断する。

2. 錯誤無効について

- (1) 契約が錯誤により無効となるのは、当該契約の要素（当該表意者のみならず、一般人に

とつても契約締結意思を形成するに重要な事実)について、事実と異なる認識を抱き(錯誤)、このような認識にもとづいて契約を締結した場合である(民法95条)。

- (2) 本契約が転換前契約の減額か転換契約であるかについての誤認は、要素の錯誤にあたることから、この錯誤の存在の認定の可否が問題となるが、申立人は、保険契約を締結するに際し、募集人の説明の受領は妻に委ねており、募集人とは直接面談しておらず、減額手続の書類と誤認して内容を確認しないまま本契約の申込書に署名したと主張している。
- (3) しかし一方、申立人は、事情聴取において、通常妻に交渉を委ねた契約については、自ら内容を確認して、その適否を自ら判断して署名捺印していると述べており、本件のみ内容を確認しないで署名捺印したと認めることは、特段の事情のない限り困難である。
- (4) また、本契約の申込書の記載は、転換前契約の保障内容とは一見して異なる内容であり、これを全く確認することなく減額手続の書類と思い込んだとは考えられない。また、申立人の妻は保険会社の元募集人で、生命保険募集人資格を有していたことがあり、減額手続の書類と誤信して、申立人に説明したとも考えられない。
- (5) 申立人は、契約後6年を経過して初めて契約内容に気付いたと主張しているが、その間に保険会社から保険内容の通知があったはずであり、全く気付かなかったという主張は不自然で、さらに、申立人は平成22年に給付金を請求しているが、これは転換前契約には無い保障であり、この請求をしたということは本契約を認容していたものと推測できる。
- (6) 以上により、契約時、申立人に錯誤が存在した事実を認めることは証拠上困難であり、仮に申立人において、契約当時に錯誤が存在したとしても、申立人は、申込書の設計書受領欄に捺印していることから、設計書の交付を受け、重要事項について説明を受けたことが認められ、本契約が単なる減額手続ではないことは、申立人が自署した申込書を一見すれば明らかであることから、申立人には重大な過失があるので、民法95条ただし書きにより、本契約の無効を主張することはできない。

3. 不法行為による損害賠償の請求について

本件の募集時の説明については、申立人と募集人の供述に著しい相違があり、どちらの供述が正確であるか認定する証拠もないが、申立人は、本契約が転換前契約からの転換契約であること、および、更新型であって後日保険料が著しく増加することの説明がなかったことを主張しているが、本契約の申込書の記載が転換前契約の契約内容と異なっていることは明らかであり、それが減額手続であるとの誤信を招いたものではないことは明らかである。したがって、不法行為となるまでの説明義務違反を認めることはできず、不法行為にもとづく損害賠償請求は認められない。